

Withコロナに向けた
新たな段階への移行
【療養体制】

Withコロナに向けた新たな段階への移行【療養体制】

1 療養体制の新たな対応の概要

〔実施日〕

令和4年9月26日から開始

〔発生届対象者の変更〕

患者の発生届の対象を4類型に限定

・ 4 類型

① 65 歳以上の者

② 入院を要する者

③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④ 妊婦

〔感染者数の把握について〕

感染者の年代別全数把握を継続（届出対象外患者も含む）

〔Withコロナに向けた療養体制の考え方〕

・ 発生届の対象となる4類型の方（高齢者等の重症リスクのある方等）に対しては、保健所がこれまでどおり健康観察を実施

・ 発生届対象外の方の症状悪化時の対応や、発生届対象者を含む自宅療養の方の支援を行うため「京都府健康フォローアップセンター」を設置

（京都市：京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター）

〈フォローアップセンターの役割〉

・ 健康相談

・ 宿泊療養の受付

・ 生活支援物資の送付・パルスオキシメーターの貸出

2 療養体制の新たな対応

【療養体制の新たな仕組み】

- ・ 発生届対象の方は、保健所が療養支援
- ・ 発生届対象外の方は、自身で健康管理。医療機関で渡されたチラシ（医療機関受診者）によりフォローアップセンターに登録することで、支援申込みが可能
- ・ 自己検査の方は、フォローアップセンターに検査結果を登録することで、支援申込みが可能

【自宅療養中の方への支援】

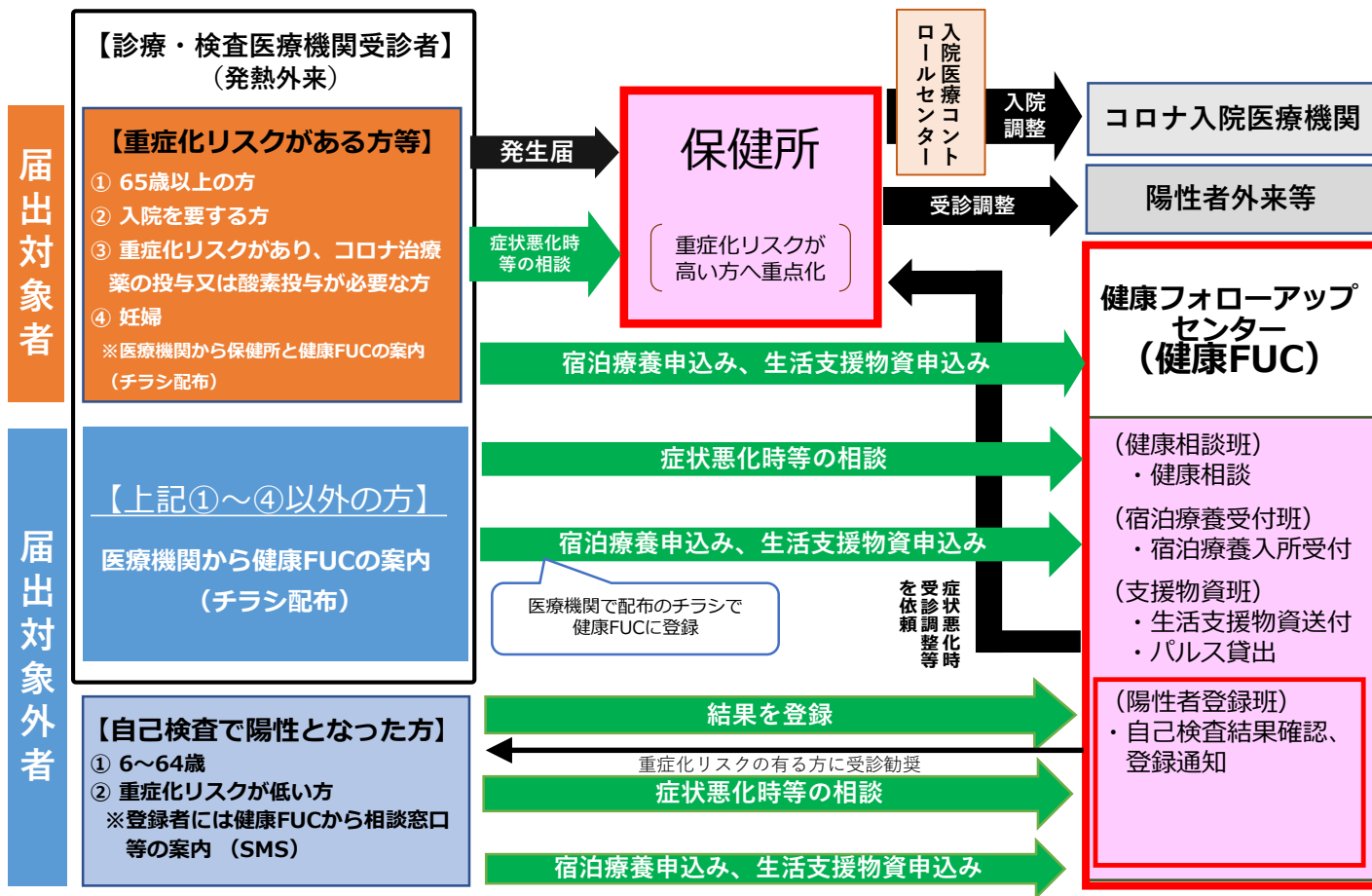
- ・ 発生届の対象・対象外の方ともに、自宅療養者への支援については、フォローアップセンターで対応
〔支援内容〕
 - ・ 宿泊療養施設への入所
 - ・ 生活支援物資の送付、パルスオキシメーター貸出

【自宅療養中の方の症状悪化時の対応】

症状悪化時に確実に医療につなげる仕組みを構築

- ・ 発生届対象の方は、これまで通り保健所が健康観察を行い、症状に応じ、受診調整や入院調整を実施
- ・ 発生届対象外の方は、新たに設置したフォローアップセンターが症状等に関する相談を受け、必要に応じて、所在地の保健所が受診先や入院先の調整を実施

Withコロナに向けた療養体制の新たな対応



療養中の各種支援の対象となる方

支援内容	対象となる方
宿泊療養施設への入所	①発生届対象者で希望する方のうち、入院医療コントロールセンターが必要と判断した方 ②発生届対象外で、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、医療・介護従事者等との同居者で希望する方のうち、入院医療コントロールセンターが必要と判断した方
生活支援物資の送付	①発生届対象者のうち希望する方 ②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方 ※ただし、無症状者・有症状の場合で症状軽快から24時間経過し、食料品の買い出しが可能な方や外出可能な同居家族がいる方は対象外
パルスオキシメーターの貸出	①発生届対象者のうち希望する方 ②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方

3 他府県の医療機関を受診した場合等

京都府内在住で他府県の医療機関を受診された方

- ・発生届対象の方の情報は、従来どおり、他府県から京都府（京都市）保健所に情報が移管。京都府（京都市）保健所からご本人に連絡
- ・発生届対象外の方は、ご自身で京都府（京都市）のフォローアップセンターに連絡

＜フォローアップセンター連絡先＞
京都府：075-708-2439 京都市：050-3614-9575

京都府外在住で京都府内の医療機関を受診された方

- ・発生届対象の方は、京都府（京都市）保健所から在住地域管轄保健所に情報が移管され、在住地域管轄保健所からご本人に連絡
- ・発生届対象外の方は、ご自身で所在地域のフォローアップセンターに連絡（厚生労働省HPに各都道府県の連絡先案内が掲載）

4 療養証明書の発行

療養証明書に代わり、医療機関から配布されるチラシやフォローアップセンターから送信されるSMS通知を活用

チラシ（案）

京都府からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性が判明した方へ

このお知らせは陽性であることの証明の代わりとなりますので、大切に保管してください。（なお、検査の結果、陽性となった方は報告していただく必要はありません。）

（医師又は医療機関記入欄）

姓

受診日

年

月

日

発症日

年

月

日

診療医療機関名

医師名

☐ あなたの検査結果が陽性の場合、医療機関から保健所に報告します。（発生届「有」）

☐ あなたの検査結果が陽性の場合、医療機関から保健所に報告しません。（発生届「無」）

1 届出対象の方

（医療機関から保健所への発生届「有」の方）

① 55歳以上の方

② 入籍を要する方（入籍の有無は問いません）

③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の発症が必要な方、又は診療が必要の方

④ 妊婦

保健所から電話などで連絡します。

保健所からの案内に従って、療養と健康観察を行ってください。

日中の症状悪化時のお問い合わせ先

〇〇保健所（000-000-0000）

医療の症状悪化時のお問い合わせ先

京都府新型コロナウイルス健康フォローアップセンター（健康相談班）

（075- - ）

2 届出対象外の方

（医療機関から保健所への発生届「無」の方）

本町の①～④以外の方

保健所からの連絡はありません。

療養期間や療養中の過ごし方については本チラシを御参照いただき、御自宅で療養をしてください。

症状悪化時のお問い合わせ先

京都府新型コロナウイルス健康フォローアップセンター（健康相談班）24時間対応

（075- - ）

同居家族等の自宅待機について

感染された方の同居家族や施設等で濃厚接触者として特定された方は、「濃厚接触者」として、通勤・通学を含む不要不急の外出をお控えください。生活必需品等については、やむを得ない場合は、感染対策に留意し、短時間の買い出しはしていただく差し支えありません。

災害に備えて

あらかじめ、お住いの地域のハザードマップ等を確認し、避難場所について確認しておきましょう。

療養証明について

保健所や健康フォローアップセンターからは、「療養証明書」は発行されませんが、1 届出対象の方は、「My HER-SYS」証明が利用できます。（発行に必要なIDは保健所から通知されます。）

濃厚接触者について

(参考) 陽性者数報告の取扱い

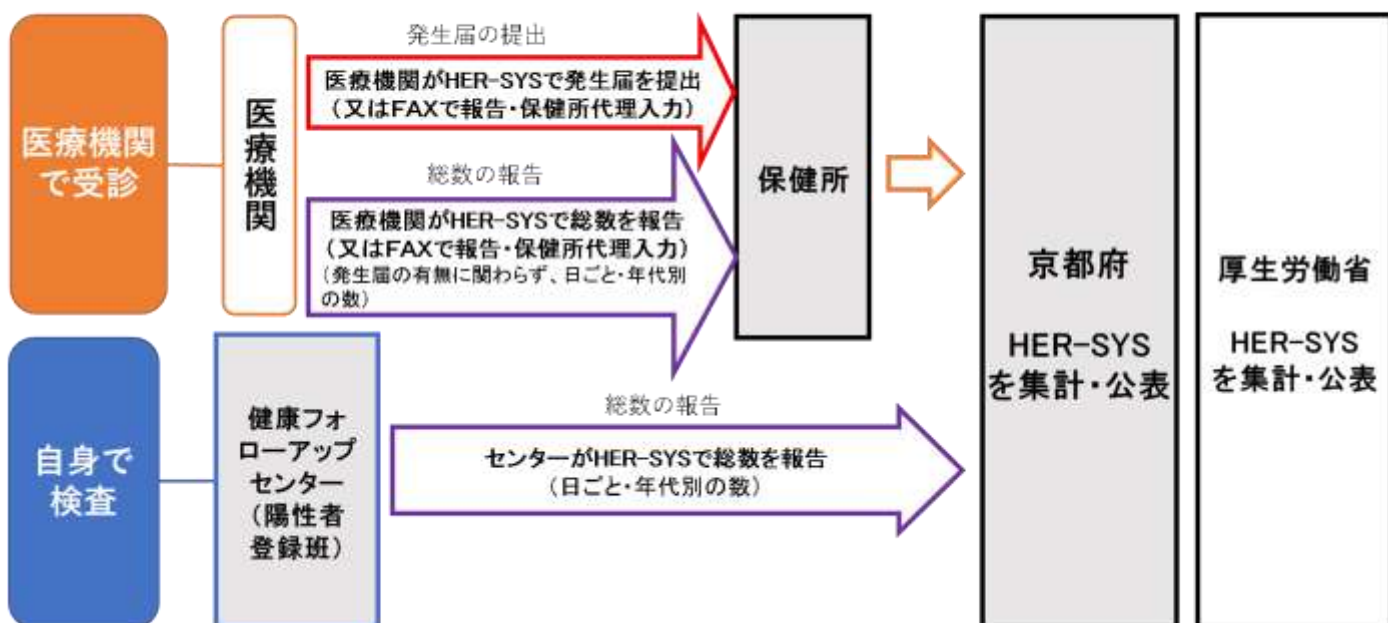
発生届の対象となる者

- ・これまでどおり医療機関から保健所へ発生届を提出

発生届の対象外の者

- ・今後は発生届の提出に代えて、医療機関及びフォローアップセンターが年代別総数をHER-SYSで報告（FAXの場合は保健所に報告）

発生届・年代別総数報告のフロー



ワクチン接種の推進

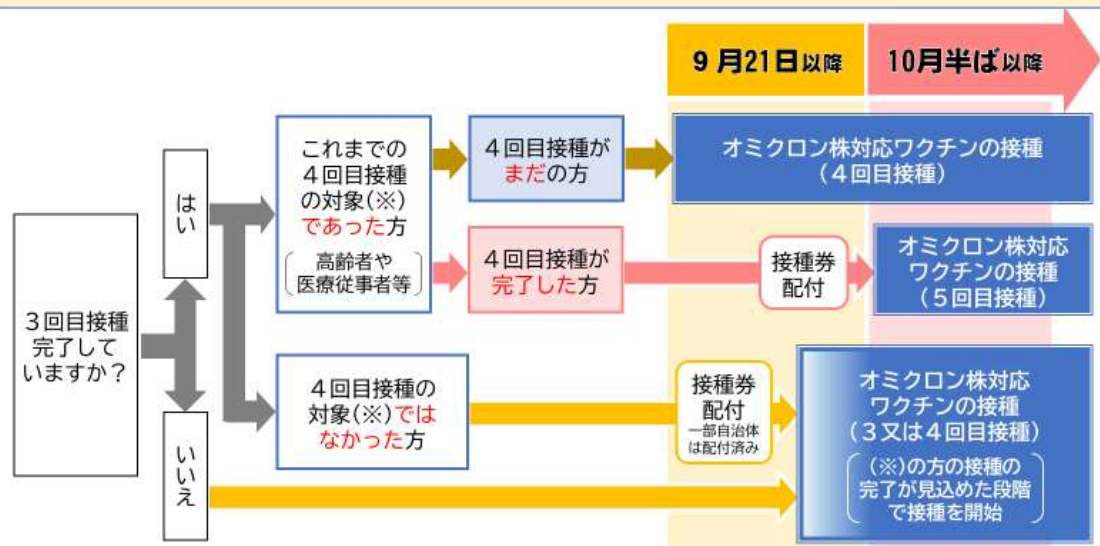
オミクロン株対応ワクチン接種の開始

1 オミクロン株対応(2価)ワクチンの対象者

・ 初回接種を終えた全ての12歳以上の方（府内:約199万人）

① 9月21日以降、重症化リスクが高い4回目未接種の高齢者等から
順次接種開始（府内:約29万人）

② 10月半ば以降※、全対象者へ接種を拡大（府内:約170万人）
※市町村ごとに、①の方を対象とした接種の完了が見込めた段階で前倒しの開始が可能



※厚生労働省パンフレットをもとに府で作成

2 使用ワクチン

・ ファイザー(2価)及びモデルナ(2価)（従来株及びオミクロン株に対応）

	初回接種の対象者 (1・2回目)	3回目以降の対象者		接種場所
		12～17歳	18歳以上	
ファイザー(2価)	× (使用不可)	○	○	市町村接種会場、医療機関
モデルナ(2価)	× (使用不可)	× (使用不可)	○	京都府接種会場等

・ 10月上旬までに約65万人分のワクチンが国から供給予定
(9/19の週から供給開始、今後年内に対象者全体に対する十分量を供給)

	ファイザー	モデルナ	合 計
9月	約40万人分	約4万人分	約44万人分
10月上旬	約15万人分	約6万人分	約21万人分
計	約55万人分	約10万人分	約65万人分

・ 供給量の多いファイザー（約85％）を市町村に配分
モデルナは、府接種会場を中心に使用

3 接種の推進

(1) 市町村接種体制の支援

- ・ 接種スタッフが不足する市町村に医療従事者を派遣

(2) 京都府接種会場での接種

- ・ オミクロン株対応ワクチン接種を行い、接種スピードを加速
(モデルナ使用)

会 場	開 始 日
京都タワー会場	9月26日(月)
京都田辺中央病院会場	10月1日(土)
綾部ルネス病院会場	10月5日(水)

⇒ **9/26(月)からオミクロン株対応ワクチンの接種開始**
本日(9/21)から予約受付

対象者：4回目接種の対象者で未接種の方

※上記以外の初回接種を終えた方については、
10月以降に受付開始予定

初回接種(1・2回目)の機会の確保

初回接種を終えていない方は、これまでの従来型ワクチンによる接種が必要

(市町村)

- ・ 医療機関等で初回接種を引き続き実施

(京都府)

- ・ 京都タワー会場に加え、新たに綾部ルネス病院会場、京都田辺中央病院会場でも初回接種を実施し、接種機会を拡充